

旧市立図書館跡地の利活用に向けた取組について

明石公園内の旧市立図書館跡地については、旧施設の撤去と新施設の整備を一体で行うことで国の補助金等を活用することにより財政負担の抑制を図り、市民や公園利用者に親しまれ、明石公園の魅力をさらに高められるような利活用方法について検討を進めているところです。

先日実施した WEB アンケートとワークショップの概要、利活用計画(素案)の内容及び今後の取組予定について報告します。

1. 現状及び利活用方針

(1) 現状

旧市立図書館の設置・管理に関し、兵庫県から受けた都市公園法に基づく許可は2023年(令和5年)3月31日で期限が満了し、都市公園法の規定に基づき、直ちに原状回復し県に土地を返還する必要があります。

一方、施設の解体撤去には8億円もの費用が必要との過去の試算があり、単なる解体に対しては補助金等の制度もない状況となっています。

なお、許可期限が満了してから既に1年以上が経過していますが、公園管理者である県からは「撤去に向けた手続を進めている間は違法ではない」との認識を示していただいています。

(2) 利活用方針

明石市は旧施設の撤去と新施設の整備を一体で実施し、兵庫県は市との連携を密にしつつ、必要な協力・支援を実施することで、県と合意しています。

新施設は、多くの方々に愛される公園施設となるよう市において検討します。また、整備に当たっては、国の補助金等を活用して財政負担の抑制を図ることとし、今年度上半期中に利活用計画を策定する予定です。

2. WEB アンケート及びワークショップの概要

利活用計画を策定するに当たり、できる限りの市民や公園利用者の声を聴くため、素案作成前にWEBアンケートと複数回のワークショップを実施しました。

都市公園法により規定されている公園内に設置可能な施設を示した上で、「旧市立図書館跡地で利用したい、あったらいいと思うのはどのような施設・機能か」についてアイデアをお聴きしました。

(1) WEB アンケート

ア 募集期間 2024年5月1日(水)から2024年5月24日(金)まで

イ 回答方法 市ホームページのアンケートフォームを活用

ウ 回答件数 96人(98件)

エ 内 容 「旧市立図書館跡地で利用したい、あったらいいと思うのはどのような施設・機能ですか。その施設でどのように過ごしたいですか。」

(2) ワークショップ

① 市が実施したワークショップ

- ア 日 時 2024年5月19日(日) 14時00分～
- イ 場 所 ウィズあかし フリースペース
- ウ 参加者 47名
- エ 内 容 「わたしたちはこんな場にしたい」

② 明石公園みんなのみらいミーティング

- ア 日 時 2024年6月1日(土) 15時00分～
- イ 場 所 明石公園花とみどりのまちづくりセンター
- ウ 参加者 約30名
- エ 内 容 「〇〇がこんな使い方をしたい」

(3) 主な意見

- ・世代や性別、障害の有無に関係なく、みんなが交流できる居場所
- ・雨の日でも過ごしたり遊んだりすることができる場
- ・スポーツや芸術、勉強など色々なことを自由に使える施設
- ・明石公園の自然(動物・植物)や環境について学習できる場

3. 利活用計画(素案)

アンケートやワークショップでいただいた声をもとに、旧市立図書館跡地に整備する施設のコンセプトや導入機能などを整理し、利活用計画の素案を作成しました。

(1) 利活用計画(素案)の構成

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① はじめに② 計画地について③ 旧市立図書館の現状④ 整備方針と導入機能⑤ 事業計画 |
|---|

(2) 利活用計画(素案)の内容

<p>コンセプト: 「いつでもみんなをやさしく包む居場所」</p> <p>主な機能: ・いつでもだれでも心地よく過ごせる居場所としての機能 ・みんなが自由に集まり交流できる機能 ・明石公園でのさまざまな活動を支援する多目的な機能</p> <p>概算事業費: 14～21億円程度(整備する施設の規模により増減)</p> <p>主な財源: 都市構造再編集支援事業の活用を想定(補助率50%) それ以外にも交付税措置のある地方債の活用を想定</p> <p>市の実質負担を8億円以内に抑えられるように計画</p> <p>事業手法: デザインビルド(DB)方式</p>

別紙「利活用計画(素案)」のとおり

(3) 施設配置イメージ

建物部分 500 m²の場合



建物部分 1,500 m²の場合



4. 今後の取組 (案)

今年度につきましては、引き続き議会や市民の意見をお聞きし兵庫県とも連携しながら、上半期中の利活用計画策定に向けた取組を行います。計画策定後につきましても、事業実施に向け着実に進めてまいります。

(1) 利活用計画策定までの取組

令和6年 6月	利活用計画(素案)を議会で報告
7月～8月	素案について市民参画手続実施 (ワークショップ・パブリックコメント) 利活用計画(案)を作成
9月	利活用計画(案)を議会で報告 利活用計画策定・公表

(2) その後の取組

令和6年度 下半期	設計・施工者選定に向けた準備
令和7年度	設計・施工者選定→発注 撤去・建設設計着手(順次) 撤去・建設工事着手(順次)
令和8年度 ～9年度	工事完了・新施設供用開始